

佐藤次高著

中世イスラム國家とアラブ社會

——イクター制の研究

菊池 忠 純

著者佐藤次高氏は、イクター制の研究を中心として中世イスラム史研究に精力的にとりくみ次々と優れた業績をあげてこられた。本書のもとなつたのは、昭和五十五年に東京大學へ提出された學位請求論文である。本書は既發表の論文に補訂・加筆され、また全體の纏まりをよくするために新たに書かれた論文（序章・第二章第一章および第二章）とから構成されている。内容は以下の通りである（節・項は省略した）。

はしがき

凡例

序章 イクター制の起源と歴史

第一部 イクター制成立期のイラク社會

第一章 イクター制の成立

第二章 イラク社會の變容

第二部 エジプト・シリアのイクター制

第一章 アイユブ朝のイクター制

第二章 バイバルスのイクター政策

第三章 イクター制の展開——フサーム檢地とナースィル檢地

を中心にして——

第三部 イクター制下のエジプト社會

第一章 イスラム社會史への視點

——フアイユームの事例から——

第二章 十二〜十四世紀のエジプト農村社會と農民

第三章 マクリーズィーのエジプト社會論

附論 アミール・キトブガーへの覺え書

あとがき

以下はしがきから順に内容の概略を紹介し、適宜まとめと感想を述べることにしたい。

本書の對象とする時代は、十世紀半ば頃から十四世紀後半、すなわちイクター（著者は史料のうえて慣用になっている表現法を考慮して初期イスラム時代のイクターをカタイーア、十世紀半ば以降のいわゆる「軍事」イクターを單にイクターと呼ぶ（二頁））制の成立から、マムルーク朝（一二五〇—一五一七年）の中期までである。對象地域はイラク・エジプトとシリアを中心とするアラブ社會である。また歐米のイスラム史研究には西ヨーロッパの封建制とイクター制とを比較し、これを「イスラム封建制」としてとらえる傳統があつたが、佐藤氏はイクター制とその時代の社會に封建制の概念を用いる必然性はないとし、それよりも先ず嚴密な史料批判を基礎にイスラム國家の性格や社會の固有なしくみに注目し、封建制の概念によつては汲み上げることのできな重要な要素の多様なあり方を掘り起こす作業を行なわねばならないとされる。

序章では、イクター制の起源と歴史が述べられるとともに、本書の各部各章を構成する研究がそれぞれイクター制の歴史的展開のいかなる部分に焦點を當てたものであるかを示している。第一節で

は、イクターについての法學者の分類を紹介するとともにカテゴリーとの相違点を挙げる。イクターは地租 (Kharaj) あるいは十分の一税 (ushr) を支拂う條件で國家から個人に授與された私有地を意味する「私有のイクター」 (qata' al-amlak) と俸給の代わりに授與された地租やウシュルのような税の取り分權をさして用いられた「用益のイクター」 (qata' al-isti'dad) という二つの型があるが、「軍事」イクターは後者に屬すると考えられる。イクターの概念はムハンマド以降次第に擴大され、やがて地租・商品税・通行税に關する徵稅請負權をも意味するようになり、十世紀半ば以降は専ら「軍事」イクターとして使用されるようになった。初期のカテゴリーと後のイクターとの相違點として、(一)カテゴリーの所有者とイクターの所有者 (ムクター) との階層の相違、すなわち前者は文官やカリフの一族も含まれていたのに對し、後者は専ら軍人であつた、(二)カテゴリーは法律上ウシュルの支拂いの義務を負う私有地 (mil) であつたが、イクターはあくまで軍事奉仕の代償として授與された徵稅權であつた、(三)カテゴリーは土地所有の一類型であるのに對して、イクター制は單なる土地制度である以上に國家と社會を規定する政治經濟體制であつた、と整理されている。第二節では、イクター制の成立と發展が概観されている。九世紀半ば頃からカリフ・ムターシム採用したトルコ奴隸兵の勢力が據頭し、十世紀初めには官僚機構を通じて租税を徵收し國庫から軍人や官僚に俸給を支給するいわゆる「アター體制」の維持が困難となり、九四六年ブワイフ朝のイラク征服を機にイクター制が施行された。後にこのイクター制は地理的には、東はイランからアフガニスタン、北インドに、西はシリア、小アジアからエジプトに擴がり、時代の幅も廣く、イ

スラム諸王朝におけるイクター制と「軍事奉仕の見返り」として國家から授與されたという點でイクターと本質的には變りがないといえる」諸制度、すなわちソールガールをはじめトゥール、ティマールをイクターの繼承・發展であつたと考えれば、イランでは十九世紀初頭まで、トルコでは十七世紀頃に至るまで機能し續けた。エジプト・シリアでもオスマン朝による征服を機にイクター制を繼承しムクター制が施行された。

第一部は、イクター制成立期のイラク社會について國家とムクターとの關係を考察する第一章と、ムクターと農民との關係に焦點をあてイクターの管理・支配とその影響を検討する第二章からなる。

第一章第一節では、イクター制の成立の歴史的諸條件についてこれまでの研究がまとめられ、國家の軍事化、大土地所有の形成という土地問題、傭兵に對する俸給の支拂いという財務・行政問題が考えられてきたが、佐藤氏は(一)商人の移住問題と、(二)私領地 (chirak) の管理という視角を提示する。十世紀に入ると多くの商人が戰亂や權力者の收奪を恐れてイラクから移住したが、この結果アッバース朝の徵稅機構に混亂をもたらし貨幣制度や流通機構に大きな打撃を与えた。次に私領地所有者は代理人として私的な人間關係をもつ人々からなる集團に管理を委ねたが、彼らはやがてイマール (imara) やヒマール (himara) という公權の代行者となつたが、このことはイクター制成立のための重要な條件であつた。次にブワイフ朝のムイッズ・アッダウラによるイクター制の施行について、時期、授與の對象者、授與の對象とされた土地と地域について緻密な實證を通じて明らかにされた。すなわち三三四年シャールバーン月 (九四六年

三月)つまり、小麥や大麥を收穫する直前の時期に、ダイラム高官とトルコ軍人を對象に、スルタンの私領地 (*ḍiyā' al-sultān*)、逃亡して身を隠した者の私有地 (*ḍiyā' al-musta'in*)、民間の私有地 (*ḍiyā' al-'aḥyā'*) の政府の取り分を授與した。民間の小規模な私有地を軍人に授與し政府の取り分を取得せしめたことは注目すべきであり、ここにイクター制の新しさがある。地域はサワード南部のバスラとワースイトそれにクワファからバスラにかけて廣がる湿地帯、バティーハを除くイラク中部の當時もつとも農業生産力の高い地帯であった。

第二節ではイクター制の構造が検討される。ブワイフ朝のイクターは軍人に限らずカリフやワジールにも大アミールから授與される原則であった。イクター授與の意味について、佐藤氏は國家秩序の形成に重要な役割を果たしたことに注目し、このような性格を持つていたからこそイクター制が西アジア社會に一般化していったとされる。大アミールは政權の基盤をトルコ人で固めようとしていたからイクター制施行當初から彼らにはイクターと俸給が與えられていた。一方ダイラム兵士は、しばらくは俸給だけを支給されていた。イクターを支給されるようになって比較的少額のイブラ (イクター収入高 *ibra*) のイクターを與えられた。この時代のイクターは終身の保有でもなく、世襲でもなく、中央の軍務廳の監督下にあるのが建前であったが、トルコ軍人の勢力が増大し十一世紀ジャラル・アッダウラの時代には、諸地方はトルコ人ムクターの支配下におかれ、彼らに對する統制が充分に行なわれなくなった結果、イクター保有を基礎にして行政權 (*wilāya*) を合わせ持つ軍人が登場するに至った。地方總督 (*wali*) は行政權を保持し警備・保護料

(*khiṭāra*, *himāya*) を徴收する權限を持っていたが、ムクターも、この本來は國家に屬する權利であったヒマヤーと對立する形で次第に「私的なヒマヤー」を取得するようになった。

第二章第一節では、イクター保有の實態が検討される。イクター制が施行されたときは政權が不安定な時期であり、また對象となった土地も戰亂のために荒廢していたにも拘らず充分な準備もなくイクターとして授與された。その結果イクターは見積りの年收高 (イブラ) と實際の收入 (*ḥiṭā*) が一致せず、不利な條件のイクターを授與された下級軍人は農村に對して適正な徴税や勤農に意を向けず、イクターの頻繁な交換を要求するのみで、農村は荒廢するにまかせた。ブワイフ朝政府は租税の徴收と農業安定策に責任を持つマサリフの徴税官を通じて規制を試みたが効果を上げることはできなかった。ムクターのもとでイクター管理を擔當していた者としてギルマーン (奴隸兵 *ghilmān*) とワキール (*wakil*) がいるが、前者が武力を提供するばかりでなく、私領地をも管理する家産管理者の集團であったのに對し後者には前者と明らかに性格の違う者が含まれていた。それはムクターの私的な役人としての書記 (*katib*) であり、經歷を検討すると以前はアッバース朝の官僚や書記であった。

第二節では、イラク社會の變容を農村・商業・地方統治という項目に分け、その動向を解明している。農村社會において有力者として私有地を持っていたのは、ターニー (*ṭānī*) やディフカーン (*ḍiḥqān*) であったが、彼らはムクターに私有地を提供 (*ṭasīm*)、寄進 (*ḥibā'*) することによって保護下に入った。商業についても、當時依然として繁榮していたワースイトやバスラにおいて商人に寄

進(Progress)を強いることによって、ムクターは保護權を行使することになった。以上の過程を経てムクターは地方に独自の支配權を確立した。政府はワリーによって地方の秩序維持を圖り、三六〇(九七〇)年前後に、徵稅請負人(Alim)に代り、徵稅任務を遂行し國庫への納入を請負させたが、この施策は、すでに「私的なヒマヤ」の權利を行使していたムクターとの對立を招き、軍隊内部のトルコ人とダイラム人との對立・抗争の表面化、都市における宗派争い、またアイヤールン(任侠・無賴の徒)の活躍などと相俟ってイラク社會に混亂を招いた。

第一部は史料としてミスカウィフの年代記を中心に論述が進められている。この史料はこれまでも研究者によつてよく利用されてきたものであるが、佐藤氏はマムルーク朝時代のイクター制研究で得られた視角と嚴密な用語の検討を通じて、新たな文脈で讀まれ、極めて實證的に研究したものといえよう。佐藤氏も述べられているように、農村社會を全體として把握するためには村落上層農民より下のレベルの耕作農民についての検討が必要であり、この面での展開が待たれる。また地方の實態を知るためには、ワリーとムクターの關係をより詳細に跡づけることが必要であらう。

第二部第一章はアイユーブ朝のイクター制について、成立、檢地による再編、ムクターの義務と權利、イクターの實態が論述される。五六四(一一六九)年サラディンはファティマ朝のワジールに就任するとエジプトにおいて、シリア軍へのイクター授與を行なった。これは、舊勢力の排除の徹底さと施行範圍の廣さ、またブワ

イフ朝・セルジューク朝のイクターの傳統を引くイクターをエジプトに導入したことで劃期的な意味をもつものであった。シリアでは、五七〇(一一七四)年のシリア攻略以降サラディンの權威の下にイクターが授與された。アイユーブ一族のイクター保有を檢討すると、エジプトでは地中海岸の主要貿易港あるいは紅海貿易路を掌握できる地域などが授與されていることから十字軍への防備を固めるとともに貿易の利益獨占という目的がうかがわれる。シリアでもイクターの授與による統治體制の基礎固めという點では同様であったが、主要都市とその周邊を一族が半獨立的に支配する慣行がみられることが特徴的であった。アミールのイクターについては、エジプトではファイユームを例外として事例は少ない。シリアでは征服地が順次アミールに授與され、イクターの世襲の事例も少なくなかった。當時はアミール位の體系は存在せず、イクターの規模はムクターが保持すべき騎士の數によつて表示された。マムルークのイクター保有は、サラディン以降特にサーリフ(在位一二四〇—四九)の時代にマムルーク軍による政權の基礎固めという政策がとられ優遇されたことから、シリア・エジプトに確認され、彼らはアミール位も獲得し勢力を増した。アラブ遊牧民(ウルバーン)に對しても他のウルバーンを統率させるためにイクターが授與された。シリアには、ザンギー朝時代からムクターより獨立的權限の強いサーヒブ(ṣāhib)が存在していたが、スルターンに對して軍事奉仕(Katḥna)をする限り容認された。地方行政については、エジプトでは總督(ワリー)が任命されることもあったが通常はムクターが地域の管理と支配を行なっていた。シリアでもナーイブ(nāib)やワリーが任命されることもあった。

第二節ではサラーフ検地の原因と内容が検討される。サラディンの治世のイクター保有に特徴的なことは、軍隊の掌握度が不完全なため、またイクター授與の慣行がまだ固まっていなかったために、イクターとして特定の地域を指定して要求する事例が多く見られることで、結果として紛争が発生している。検地は各地の稅收高を確實に把握する必要のため五七七（一一八一）年に行なわれ、イクターの調査と軍隊數の確定がその内容であった。この検地の際には、じめてイブラを表示する單位として *diar jashri* が制定された。

第三節ではムクターの義務が述べられ、とりわけ重要なものとしてヒドマがあり、戰場に率いてゆく騎士の數はイクターの收入高に應じて嚴格に定められていた。その他建設事業 (*jimara*) を分擔して請負う義務やイクター内の水利機構を管理、維持する責任もあった。

第四節ではムクターの權利について分析し、イクター經營の一つの事例が紹介されている。ムクターの重要な權利は、イブラに表示された租稅の取り分權であった。「完全なイクター」(*qifa darta-sta*) やハッス (*khass*) の場合であれば、人頭稅 (*jawali*) もイブラに算入されるが、そうでなければ政府收入とされるのが當時の慣行であった。「完全なイクター」はカーミルの時代（一二一八—三八年）にはじめて現われ、マムルーク朝に繼承されたが、この種類のイクターは全てエジプトに關する事例であつてシリアで行なわれた例は見當らない。シリアとエジプトにおける差異はイクター世襲の問題についても確認することができ、シリアでその例が多いのは前代以來の傳統が強固に生き續けていたためであり、エジプトでその例が稀なのは、中央權力が及び易かったためと考えられる。イ

クター經營における特色は、租稅徵收の實務はムクターの書記が擔當していたが、ムクター自身イクターに出かけ春の收穫を監督することが慣例となつていたことにみられるように、ムクターがイクターと密接な關係を保つていたことにある。

第二章では、マムルーク朝國家形成期にあたるバイバルス（在位一二六〇—七七）の時代を中心にイクター制を分析し、その果した役割が検討される。第一節ではシリアではナリーブによる、そしてエジプトではワリーによる地方行政組織の確立の過程が跡づけられる。シリアでは、十字軍が支配していた領域を征服するとナリーブを派遣し地方行政を擔當させた。各地にはサヒーブと呼ばれるアイユーブ家の君主が分封されていたが、歸順した君主については、その死を待つてナリーブを派遣し當該地域を擔當させた。バイバルスの治世末までには、ハマーを除く内陸部の主要都市にはマムルーク出身のアミールが總督（ナリーブ、ワリー）として赴任し地方支配の基礎が固められた。彼らの任務はイクター授與文書をはじめ公文書の作成と病院やモスクの管理、布告の發行であつた。エジプトでは、マムルーク朝後期（一二三二—一五七一年）には、十五人の地方總督（ワリー）が記録されているが、アイユーブ朝時代にはムクターによつて支配されていたからワリーによる統治はマムルーク朝初期からバイバルス時代にかけて徐々に整備されたと考えられる。

第二節はアミールのイクター保有が検討され、アイユーブ朝時代との共通點と相違點が述べられる。アミールへのイクター授與の事例によると、十字軍やモンゴル軍に對する前線であるシリアの事例がエジプトの約二倍となつてゐる。ハッッサの存在や、アミールが

自ら欲する土地を指定し、しかもその要求が受け入れられていることや、アミールが保持する軍人の数が一定していないことなどアイユーブ朝と共通する特徴がみられる。六六三（一二六五）年バイバルスがアミールなどに私有地（*miri*）を授與したという珍らしい事例があるが、この意圖は授與された地域がカイサーリヤとアルスーフに挟まれた内陸よりの海岸地帯であったことや授與文書の内容の分析によつて、アミールたちに軍役を伴わず買賈や相續の可能な私有地を與えて國境の防備と土地所有の安定化を圖つたことにあつたとし、このような恩惠的な私有地の授與は、あくまでも國家體制の整備の過程での特別な措置であつたことが論證されている。イクター經營については、前代と同様ムクターとイクターとの密接な關係がみられる一方、アミールの事務所（*diwan al-ahli*）が確認できるのもこの時代である。それは後にイクターの經營と農民支配のための中樞機關として機能し總じてムバシル（*mubashir*）と呼ばれる管理人たちが實務を擔當していた。

第三節ではマムルークとウルバーンを含むハルカ騎士とワーフィディーヤのイクターを検討し當時彼らが果たした役割が考察される。マムルークのイクターは國境地帯のサーヒルをはじめシリアに集中しており、またエジプトではマムルークはほとんど俸給を支給されていたと推定され、この段階では彼らへのイクター授與はスルターン權力の基礎を固めるうえで緊急の問題とはなつていなかった。ハルカ騎士は依然として勢力を保持しており、イクター収入もマムルークのそれを凌いでいたと考えられる。ウルバーンは王朝成立直後には、反亂を繰返したが、スルターンは反亂を鎮壓するとアミール位とイクター（「信賴のイクター」*iqṭāʿ al-ṭayyib*）を授與すること

で體制内に組み込み國境地帯の防備やバリード網の擔い手とした。ワーフィディーヤのイクターはマムルークのそれと同様にサーヒルが對象とされたが、それは十字軍に對する防備を任せるとともに彼ら自身を封じ込めるといふ目的のためでもあつた。

第三章は十三世紀末と十四世紀のはじめに二回にわたり行なわれた全國的な檢地の分析を通じてスルターン權力の基礎やイクター制の構造の變化を考察したものである。十三世紀末頃までにはマムルークの勢力が擡頭し、スルターンは彼らを無視しては政權の維持が困難となる情勢が生まれつゝあつた。一方領土が固定化し土地の開墾以外にはイクター授與のための土地の確保が不可能となつていた。

第一節ではサラディンの檢地以來一二〇年ぶりに行なわれたフサーム檢地（六九七（一二九八）年）の目的と内容をして結果が考察される。直接の原因は、アミールたちがハルカ騎士の權利を保護（*himaya*）する名目で彼らをアミールの事務所の管理下におき、イクター収入を横領していた狀況から彼らを救済するためであつたといわれている。しかし目的としてはスルターン權力の基礎をマムルーク軍人によつて固めるという「マムルーク體制」の確立をめざしたと考えられる。檢地は中央と地方の行政組織を利用して短期間に行なわれ、イクターのイブラ（平均年收高）が確定され、これに基いて檢地文書が作成された。次に土地の分配比の決定とイクターの再分配が行なわれた。結果としてアミールはイクターの分配が減少され収入源の一つであつたヒマヤーを剝奪された。ハルカ騎士はアミールのヒマヤーが廢止されたにもかかわらずイクター収入は半減した。一方新採用の軍人つまりマムルークは以前と比較すると優遇

されたことがうかがわれる。しかし二つの課題が残された。一つは歴代のスルターンによつて養成されたマムルークをいかにイクター体制に組み込んでいくかということであり、一つはイクターとして授與された村落における複雑な權力關係の整理であつた。すなわち全てのイクターは「完全な (darbasta) 形で授與された」とあるが、これは *iqṭā' darbasta* (完全なイクター) を意味せず、イクターとして授與された村落にはムクターの権限以外にスルターンをはじめとしてさまざまな権限が保つていた。

第二節では、七一二(一三一二)年から四回に亘つて行なわれたナスィル検地について、施行時期、責任者、対象地域、調査内容、そしてイクター授與文書の分配までの手續きという項目について詳論されている。フサム検地と比べ周到な準備を行ない全領域を対象となされたこの検地は、先の検地で残された問題を解決し眞の意味での「マムルーク体制」(佐藤氏は「マムルーク出身の軍人が國家の樞要部を占め、イクター保有を通じて農村と都市を支配する体制」と規定する)の確立に不可欠な施策であつたとされる。

第三節では、イブラの分析を通じてマムルーク体制の確立が論じられる。検地の後、軍人の位や官職に應じてイブラの値が詳細に定められ、イクター授與の機能化が推し進められた。名目上つり上げられたイブラのイクター、すなわち實収入以上に見積られたイクターと實収入に比例するイブラを持つイクターとの相逢を考慮し、イブラを検討することによつて、現スルターンによつて養成されたマムルーク出身のアミール(ハッサキヤ)やスルターンのマムルークの權力に基礎をおいた體制を目指していたことが論證されてい

る。イクターは全て「完全なイクター」となり、イクター支配の一元化が行なわれた。一方では、軍務廳によるムクターの管理が行なわれ、イクター授與に際してムクターの在地性は否定され、獨立化への道を閉じた。このように、検地を通じてイクター制の構造に根本的變革がもたらされ、マムルーク朝中期の國家體制が規定されたと結ばれる。

第二部は第三章を除き今回新たに書かれた部分で、現在の佐藤氏の問題意識がうかがわれる部分でもある。第二部を通じてシリアとエジプトの地域差を考慮しながらしかも全體として兩地域を統一的に検討し、イクター制のアイユーブ朝からマムルーク朝への展開の過程を實證的に跡づけられた。第一部と第二部の研究によつてその間の時期すなわちセルジューク朝やザンギー朝のイクターの研究についても、ある見通しをつけることができるとともに、その差異をより明確にすることができよう。エジプトについて言えば、アイユーブ朝以前の社會の傳統も残つていたと豫想されることから、史料の制約があるとは思われるが、視野のなかに入れて考えねばならないと思われる。

佐藤氏はナスィル検地以後「マムルーク体制」が完成し、バフリー・マムルーク朝(一二五〇—一三八二)の末期まで續いた國家體制を規定したとされる。二四八頁に引用されている al-Qalqasbandi は、帝國の基礎は検地以降アシュラフ・シャーバーンに至るまで百人長にかかつていたということ述べているのであつて、我々としては、百人長などスルターン周邊のアミールたちがこの體制のなかでどういう役割を果していたかを検討することにより實態を

より明確にすることが課題とならう。「大災害」を考慮しながらも、そのような検討を通じ、なぜ、アシユラフ・シャバーンあるいは、カラウーン家の支配時代までしかこの體制が續かなかつたかという限界性も説明されることにならう。ワクフの展開をみれば、

佐藤氏がイクター制研究で注目されているように、バイブルス、ラージン、ナースィルというスルターンたちの時代に——バイブルス、ナースィルは統治期間が長いということを別にしても——轉換をむかえている。特にナースィルの時代には、ワクフをめぐり、その改廢についてアミールたちと、その意を受けたカーディーたちが積極的に關與しており、またその時代の裁定あるいは事實が、後にワクフをめぐる紛争があつたときに前例として持ち出され正當化の根據とされている。佐藤氏のイクター制の展開についての研究は、我々に當該社會を研究する際に新しい展望を提供しているといえよう。

些細なことであるが、一六一頁にある軍人のイクター授與に関する文書 *murabba'a* について、*murabba'a* は佐藤氏が一九九頁註(4)で述べられているように四角い紙 (*waraga murabba'a*) に書かれたのでこう呼ばれていることもあるが、*al-Qalashandi* が別の箇所(5)で述べ、アミーン氏が想像しているように、一つの紙が二つに折られ、四面を持っているというのもあつた。それについては、ハラム文書にイクター授與に関するものではないが、*murabba'a* が發見されて(4)おり、ハラム文書の文書學的な價值を高めるものといわれている。

一一九頁 歩兵 (*rajjal al-shawān*) について、歩兵とまで譯せるかどうか疑問である。*al-shawān* はガレー船のような船(單數

形は *shini, shani, shiniya, shawna*) なの(5)で、*rajjal al-shawān* として *shawna* 船の漕ぎ手あるいは乗組員というぐらいいはないかと思われる。

第三部は、第一部第二部がイクター制の展開を中心にした、いわば「國家」レベルでのイスラム社會の推移が述べられ、農民、都市住民はその關連において觸れられていたのに對し、イクター制のもとの農村の具體的あり方を検討した研究である。第一章は、西アジアのイスラム社會を統一的に理解するためには、農民、商人をはじめとする都市住民、遊牧民の活動が有機的に結びつく「社會生活の場」を考えなければならないとされ、ファイユームの事例をもとに考察したものである。第一節はアイユーブ朝時代の農村調査の記録であるナールスィルの『ファイユームの歴史』の概要が紹介されている。第二節では、前節のなからイスラム社會を研究するうえで基本的と思われる事柄を抽出し、西アジアの他地域また他の時代とを比較しながら論述される。西アジア社會が水利灌漑を基礎とする農耕社會であつたことを、イラン、イラクと比較しながら述べるとともに、遊牧民(ウルバーン)の果たした役割、すなわち農民との共存または對立について考察される。むら社會を構成する主要な階層はファッラーフーンあるいはムザリウーンと呼ばれた耕作民であり、イラクでアッカール、イランでライーヤトと呼ばれた自小作の農民がこれに相當する。そしてイラクの例を引用し、イスラム社會の農民を土地に緊縛された不自由な存在と規定できないとする。またむらには、村長(シャイフ)、耕地の管理者としてのハウリー、見回り役(ハフィール)、大工(ナッジャーール)、説教師(ハ

ティープ)がいたが、特に物語り師(カーッス)に注目し、彼らは都市と農村を結ぶコミュニケーションの重要な擔い手であったとする。エジプトにおいて都市の役割は権力者や資産家による農村支配の據點であるとともに、農村からみれば、経済的、社會的な「交通」の中心地としての役割を果たしており、ファイユームでもむらと町が有機的に結びつき一つの統合體となっていて、單に自給自足的な村落の集合體ではなかった。歴史的に見ると、十三世紀半ばのファイユームでは、すでにムクターつまり軍人による農村支配の體制が確立されていた。彼らは異民族出身の奴隸兵(マムルーク)であって、當時西アジア社會の支配階級を形成し、スルターンとは「主人と奴隸」という私的な身分關係によって強固に結ばれていた。彼らが民衆の支持を得るためには、民衆の社會生活と密接なつながりを持つウラマー層の支持が不可欠であったため、宗教的建築物を建設し文化の保護に努めた。

第二章は、本書の約五分の一を占め、第一章で事例としてあげられたファイユームの農村社會を具體的かつ實證的に考察した部分である。本研究は昭和四十八年に發表されたものともなっているが、昭和五十三年⁶⁾そして今回と補訂・加筆された。第一章に、その内容が整理されているので、簡単に内容を紹介し感想を書くことにする。

エジプトにイクター制が成立した十二世紀から、ナースィル検地後のベストの大流行によって經濟的にも社會的にも重要な轉機を迎えたと豫想される十四世紀という時間的スペースのなかで耕作農民(Fallahun)をめぐる、支配、むら社會、農業生産の形態の歴史の考察を行うと、目的が明示される。第一節では、當時のむらの呼

稱、むらに關わる人々などむら社會の概括がなされ、第二節では、エジプト農民の生産と生活の様式について、農業の一年のサイクル、灌漑後の耕作請負契約、種子農料の支給、農作物の生産過程、農具などを検討することにより、慣行(アーダ)の具體的なあり方を追求し、また商品作物である砂糖きび栽培の普及による歴史的變化が述べられる。第三節では水利についてのアーダを検討するとともに、イクター制の成立による歴史的變化を考慮し、十二・十四世紀のむら社會がアーダにもとづく共同體であったが自給自足的で停滞的な共同社會ではなかったことを實證的に論述されている。

都市と農村とを結ぶコミュニケーションの重要な擔い手とされる物語り師・辻説法者 *qas-s* (複數形 *qassas*) について。これは佐藤氏の史料の讀みの深さを示す一つの典型といえよう。Halm, Heinz は『ファイユームの歴史』を使ひ、*qassas* (複數形 *qassasin*) と讀み Schalscherer (羊の毛を刈る者) と譯している。史料の當該箇所は複數形が並んでいるので *qassas* と讀み、佐藤氏のように解するのが妥當であらう。

三四二頁から三四二頁にわたるファイユームのイブラについて。五七九(一一八三)年三〇萬ディーナール、『ファイユームの歴史』の著作年代六四二(一二四四・五)年では約四二萬三〇〇〇ディーナール、十五世紀中葉では一六萬四〇五〇ディーナール⁷⁾というものがあるが、積極的なイクター經營のための増加また勸農が顧みられなくなったための減少を考慮するにしても、この數字で繁榮・衰退を考へるには注意を要すると考へる。史料の性格の検討、また貨幣價値の検討などが要求されるだらう。

第三章は、エジプトの地誌や年代記等の「十四・十五世紀の現代史」を書いたマクリーズィー（一三六四年頃—一四四二年）について、生涯と時代背景を述べ、次に「災禍を取り除くことによるエジプト社會救済の書」に展開されている彼の歴史意識を検討したものである。當時のエジプトはイスラム世界の中心たる繁榮を誇っていたマムルーク朝が國家や社會のさまざまな面で矛盾を露呈し急速に衰えてゆく時代であった。八〇六（一四〇三）年ベストの流行と飢饉、物價高に續く八〇八（一四〇五）年ムハッラム月、彼が四十歳前後の頃にこの著作が執筆された。次に佐藤氏はこの書の内容紹介を行ない、特に「われわれの被っている災禍が発生し、それが長く續くことの原因の究明」という章において、彼が展開している八〇六（一四〇三）年以來の飢饉と物價高についての三つの原因、すなわち災禍の根本原因である政治の腐敗、土地の値上り、銅貨の流通という原因に注目している。これについてはユドヴィッチのマクリーズィー批判がある。それは、マクリーズィーのいう「行政の悪さ」は繰り返してエジプトを襲ったベストの流行による大幅な人口の減少にともなう經濟活動の停滞の結果であって、原因ではなかったとするもので、また銅貨の流通による貨幣制度の混亂についても、國際貿易におけるエジプト經濟の地位の低下という要素を考慮に入れないといけないとする。佐藤氏はイクター經營を検討すれば「行政」とエジプトの農業生活との密接な關係が見られることさらに、「行政の悪さ」に原因を歸すマクリーズィーの所論も無視できないと指摘する。また第二の要素について、この部分はアミールたちが地租を毎年吊り上げることによってのみイクター經營が可能な

存在であること、そしてこのような經營方法そのものがエジプト社會に災禍をもたらす原因になっているという「マムルーク體制の矛盾」を指摘しているのであるとし、これをユドヴィッチのいうように農産物價格を引き上げるための施策であると解釋するのは無理であると批判する。また地租の納入方法、すなわち現物納か現金納かという点についてユドヴィッチが、エジプト内の地域差を考慮していないと批判する。次に佐藤氏はマクリーズィーをイスラム史學史上に位置づけ、彼は歴史學を過去の出來事を正確に記録して傳えることとみなしていることにおいて、正統的なイスラム史學の傳統の繼承者であった。同時に彼自身の素質として土着のエジプト社會に深い關心を持ち、自らの生きた時代を「エジプト社會の危機」として認識し、師イブン・ハルドゥーン議りの體系的な構成をもつて論理的にこの現象を記述したとする。

三八五頁のヒスバ長官についての註脚において佐藤氏は Ibn Tashribud を引用し、マクリーズィーのムフタスィブ就任は二回であったとされるが、マクリーズィー自身彼の年代記に三回目の就任の記事を残している。すなわち「八〇七年シャッワール月二十二日著者 (al-musannif) はスルターン (當時 al-Nasir Faraj) から三回 (就任を) 要請された後、不本意ながらカイロのヒスバ職に返され、(前任者) Suwardad は解任された」とある。彼がヒスバ職を解任されたのは同年ズール・カダ月二十二日であったから、一カ月間その職にあったことがわかる。注目したいのは、就任の年、つまり八〇七年という年である。論題の書物が執筆されたのは八〇八年であり、前述の飢饉と物價高は八〇六年からであった。執

筆に至らしめた動機を考えると、この記事はスルターンとヒスバ職への彼の態度とともに興味深いものであらう。またヒスバ職についていえば、その地位をめぐって歴史家 al-Ayni との確執が記録されているが、彼と同時代の歴史家たちの著作をそのような個人的レベルでのつながりを考慮して検討することにより、逆にマクリーズィー自身の歴史敘述の特色を明確にすることが出来る。

附論・アミール・キトブガーへの覚え書は六七九(一二八二)年スルターン・カラウーンがシリア遠征に際して、副スルターンのアミール・キトブガーに宛てた覚え書についての論考である。部分的にはワリーーの事務所についてラビー氏が利用してはいるが、史料の性格を明らかにし、全文を翻譯し註釋を加え検討され、文書資料研究の一端を明らかにされたものといえよう。覚え書を傳えているのは Ibn al-Furāt と al-Qalqashandī であるが、先ず年代を al-Qalqashandī の傳える六九九年を間違ひであると指摘し、また起草した人物 Jamāl al-Dīn Muhammad を著名な Ibn Manẓūr と確定した。この覚え書はキトブガーに對して政治の基本方針を指示すると共に、一般のムスリムに對しては布告として揭示されるという二つの性格を持っていた。内容は政府の重視する諸問題が集約されたもので、前期マムルーク朝の性格を探る手掛りとなる史料であることが明解に論述されている。内容は多岐に渡るが、イクターの問題に限ってもワリーーの任務を整理されている部分や、ムクターに al-muqta' al-ashīn と muqta' al-jihā の區別があり、前者を基本税の徴收權を持つムクター、後者には土地を授與される場合と税收入を授與される場合とがあるが、mal al-hiṭai (ヒジュラ曆にも

とづく税)や附加税などの徴收權を持つムクターであると推論されている部分などは興味深い。また、これらムクターの分類をみれば、軍人の取り分權は在地の租税體系と結びついて複雑であったことが想像され、この點の改革を主要な目的として實施された施策こそナーシール檢地であったと結ばれる。

文書を和譯することに伴う困難さを解決し註釋を加え検討された見事な研究といえよう。この種の研究は、當該時代の實態をより深く理解するために必須のものであり、また年代記などの歴史資料をより深く讀みこなすために大いに資するものとならう。

起草者 Muhammad b. al-Mukarram を著名な Ibn Manẓūr に比定することに異論はないが、al-Qalqashandī の利用した資料のなかでも重要な情報を提供している Tadhkirat al-Labīb wa Nuḥat al-Aḥb の著者であることも附け加えねばならないであらう。また al-Qalqashandī の傳える年代が誤りであることが確定されたことは Subh に見えるスルターン・ナーシール時代の Kitāb al-darīj al-Qaḍī Qutb al-Dīn b. al-Mukarram なる人物は、おそらく八世紀のはじめという年代を考慮すれば Jalāl al-Dīn b. al-Mukarram の子供 Qutb al-Dīn と同一人物であつて父と同じく書記職に就いていたことも推察されるのである。

本書は、第一部第二部において十世紀から十四世紀にわたるイスラム社會をイクター制の發展を中心として廣く研究視角のもとで追求し、第三部はアイユーブ朝以降十四世紀までの部分をより深く考察されたものと言えよう。また本書は從來の歐米の研究狀況が的確にまとめられていると同時に敘述においては、隨所に新知見がみら

れ、後學を大いに啓發する。

なお、巻末には史料と参考文献・詳細な用語解説と地圖、索引(人名・地名・事項・書名)が附されている。

拙い要約で誤解あるいは重要な論點を曲解していることを恐れるが、著者の御寛恕を乞うことゝ、更なる御活躍を祈念し、拙筆する。

註

- (1) al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-Aṣḥa fi Šināʾ al-Inṣāʾ*, (14 vols., al-Qāhira, 1963), vol. IV, 14.
- (2) 菊池忠純「マムルーク朝時代エジプトのワタシ——年代記の記述を中心として——」(一九八六年日本オリエント學會口頭發表)。
- (3) al-Qalqashandī, *Ṣubḥ*, vol. VI, 201. : Muḥammad Muḥammad Amin, "Maṣḥūr bi-Manḥ Iqtā' min 'Aṣr al-Sulṭān al-Ghawri." *Ḥawliyat Islāmīya*, vol. 19 (1983), p. 7.
- (4) Little, Donald P., "The Ḥaram Documents as Sources for the Arts and Architecture of Mamluk Period," *Mugarnas* 2 (1984), pp. 64—66. : Little, Donald P., *A Catalogue of the Islamic Documents from al-Ḥaram al-Šarīf in Jerusalem*, (Beirut, 1984), pp. 28—35.
- (5) Darwish al-Nakhilī, *al-Sufn al-Islāmīya 'alā Ḥulaf al-Mu'jam*, (al-Iskandarīya), 1974, pp. 83—85.
- (6) 『ブジフ文化史論叢 2』 山川出版社 (一九七八) 三八—四一頁。
- (7) al-Nābulṣī, *Tārīḥ al-Fayyūm wa-Bilādih*, (al-Qāhira, 1898), 107. : Halm, H., *Ägypten nach den mamlukischen Lehenregistern I.*, (Wiesbaden, 1979), S. 52. ふたみじ farrādīn al-waḥsh は佐藤氏は戦馬といふ譯らしいが、Unkrautbeseitiger (雜草を抜く者) といふこと。
- (8) 註同 *Ibn al-Jīʾān*, 95 45 の間違ふじ。數千の一四萬五〇千マムルークになつた。また註同に擧げられる史料には直接マムルークの額を畫かれたものはない。
- (9) Halm, H., *ibid.*, S. 33 25 dinār jayshī による各地のマムルークが表つてゐるものがある。參考せよ。マムルークの年代記 145162 (Abū Ṣāliḥ), 152703 (al-Qaḍī al-Faḍīl), 164050 (Ibn al-Jīʾān) によつて。
- (10) al-Maqrīzī, *Kitāb al-Sulūk li-Ma'rifa Duwal al-Mulūk*, vol. III (al-Qāhira, 1970), 1155, Ibn Sayrafī, *Nuḥat al-Nafīs*, (3 vols. al-Qāhira, 1970—4.), vol. II, 201.
- (11) マムルークの自身とその日附を述べているものが *al-Sulūk*, vol. III, 1161 と *Nuḥat*, vol. II, 201 なら説明する。
- (12) *Ṣubḥ*, vol. XIII, 339, XIV, 70 と 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

政策の諸相』『アジア・アフリカ言語文化研究』20（一九八〇年）。E. I., s. v. 'IBN MANZUR'

(3) *Subh*, vol. XIII, 52—3.; Bjorkmann, W., *ibid.*, S. 67, 166.

(14) Ibn Hajar al-'Asqalanī, *al-Durar al-Kāmina*, (5 vols., al-Qāhira, 1966—67), vol. III, 350.

評者の任務として、氣がついた轉寫、引用箇所の間違いなどを以下に挙げる。

六〇頁二行目 三四七年→三四八年

七〇頁一行目 アッダウム→アッダウラ

九九頁六行目 Ruḥā, Mayyāfāriqin→兩地名の間に Sumay-sāi が抜けている。

一〇七頁註(8) (一四三頁) …イクターであったヒムスには→ヒムスとハマーには、

一一八頁註(8) (一四七頁) *Kāmil*, IX, 413→*Kāmil*, XI, 413.

一六一頁十行目 布告 (*rustūm*)→(*marstūm*)

一三二頁五行目 年額一萬一〇〇〇ギル^{ギル}→年額十一萬ギル^{ギル}

一三七頁十三行目 借金 (*magharib*)→(*magharim*)

一三七頁十八行目 米→米 (粳^{ギョ})

一三九頁註(8) (三三四頁) *T'arikh al-Fayyūm* 156—159→134

— 136

三四四頁二行目 *Sanūfar* 村→*Sanūfar* 村

三三三頁五行目 約四〇萬人→約四萬人

三三七頁一行目 *Sanisa*→*Sandisa*

三九〇頁十八行目 (*hawādith mājarīyāt*)→(*al-hawādith wa-l-mājarayāt*)

一九八六年九月 東京 山川出版社

A 5 版 五四三頁 八五〇〇圓